

「第2回 直方市公契約審議会」会議録

開催日時 平成31年3月27日(月) 14:00～16:00

開催場所 : 直方市庁舎 8階 808会議室

出席者 : (委員) 服部会長・岩尾副会長・藤永委員・入江委員

(事務局) 増山総合政策部長・大場財政課長・梅田契約係長・安部・小柳

議題1. 平成31年度労務報酬下限額について

議題2. 複数年契約における労務報酬下限額について

1. 平成31年度労務報酬下限額について

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>本日は大変お忙しい中、出席いただき感謝する。</p> <p>まず始める前に配付資料の確認をさせていただきたい。お手元の資料をご確認いただきたい。それでは、会長、議事の進行をよろしく願います。</p> |
| 会長 | <p>それでは議事1、平成31年度労務報酬下限額について事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは平成31年度労務報酬下限額についてご説明させていただきたい。</p> <p>資料の「公共工事設計労務単価及び労務報酬下限額案比較表」をごらんいただきたい。</p> <p>工事または製造の請負契約については、本年3月からの公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価が改正されたので、これを一覧表にまとめた資料である。</p> <p>左から職種、次が平成31年度の日額単価Aである。それと平成30年度の日額単価B、平成31年度の労務報酬下限額Aと4月以降の採用予定の労務報酬下限額Bになる。</p> <p>労務報酬下限額については、公共工事設計労務単価の80%に基づき定めた1時間当たりの金額になる。なお、平成31年3月31日までに新たに改定されない限りは4月1日以降もこの単価が引き続き適用されることになる。</p> <p>公共工事設計労務単価とは、農林水産省及び国土交通省の2省の単価である、公共事業労務費調査に基づき都道府県ごとに決定されるものだが、今回の改定では昨年度もそうだったが、タイル工と建築ブロック工の2省単価の福岡県の分が示されていない。したがって、タイル工、建築ブロック工に関しては福岡県の採用単価を記載している。</p> <p>今回の改正の結果、平均で116.5円の労務報酬下限額の引き上げとなっている。</p> <p>続いて、業務委託、指定管理協定である。</p> <p>平成31年4月1日以降の直方市行政職給料表が見直され、臨時職員職員の日当が6,700円から6,800円へ100円引き上げられている。労務報酬下限額で申し上げると、現在運用中の時給865円これが平成30年の時給にな</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>会長</p> | <p>るが、平成 31 年度からは時給 877 円となり、12 円の引き上げとなっている。 労務報酬下限額についての説明は以上である。</p> <p>ご意見・ご質問のある方はおられるか。 これはこのままでよろしいか。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>はい。</p> |
| <p>会長</p> | <p>では、31 年度の労務報酬下限額は事務局提案どおりとする。</p> |

2. 複数年契約における労務報酬下限額について

| | |
|------------|---|
| <p>会長</p> | <p>続いて、複数年契約における労務報酬下限額について事務局の説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>複数年契約における労務報酬下限額について、前回 7 月の審議会でも議論があったが、複数年契約における労務報酬下限額について、現状、課題、改正案などをまとめた資料になる。資料に沿って説明させていただく。</p> <p>現状だが、工事においても委託においても複数年契約における労務報酬下限額は当該契約締結時の労務報酬下限額を採用している。</p> <p>次年度以降、労務報酬下限額が上がっても下がっても労務報酬下限額はかわらない。</p> <p>それに対する現状の課題としては、当初契約年度の違いによって同じ職種でも異なる労務報酬下限額になってしまうということである。またその結果、最低賃金格差による労働者の同業種間異動を助長する、労働者の継続的な雇用の確保ができないというものである。ただし、あくまでも下限額であるために公契約条例上はこの金額を強制しているわけではなく、下限額以上であればいいがその一方でこの金額が一つの基準になってしまうという側面がある。</p> <p>公契約導入自治体の状況としては、19 市町村中 6 市町村で最新の労務報酬下限額を採用、適用しているようである。川崎市、相模原市、足立区などが複数年契約においても最新の労務報酬下限額を採用している。</p> <p>今回、改正案として、工事においても委託においても平成 31 年度から新規の複数年契約における労務報酬下限額を年度ごとの最新の労務報酬下限額としている。ただし、既に契約済みの複数年契約済みの案件に関しては入札当初と条件が変わってしまうために、既に契約済みのものに関しては従来どおり、当初契約締結時の労務報酬下限額とする。</p> <p>この改正案の課題としては労務報酬下限額が次年度上昇する場合、事業者側の負担が必要になってくるということがある。そのために入札参加者が労務報酬下限額の見通しを立てての応札となり、金額の算定が難しいという問題がある。</p> <p>この改正案の課題を解決するためには、発注者側が入札説明時に入札参加者に対して十分な周知をする必要がある。</p> <p>また、上昇率の周知。これに関しては公契約条例、市のホームページで毎年の労務報酬下限額を公開しているが、上昇率の周知を十分する。また、応札者側に関しては上昇率を踏まえた上での応札をするというような内容になる。</p> <p>なお、本案件の改正に関しては、条例規則の規定はなく運用上での変更になるので公契約条例の手引きの中の説明を変更する予定である。複数年契約における労務報酬下限額についての説明は以上になる。</p> |
| <p>会長</p> | <p>ご意見のある方は。</p> |

副会長

今の説明では業者側に負担を求めるといだけの回答である。業者側に負担を求めるといだけ。そうではなくて、委託のほうは 5 年間、という話がある。やっぱり委託料も上げていかないと、業者の負担だけを求めたって解決にはならない。結局、給料を最低だからそれ以上、上がっておけばいいという考え方であろう。それではなかなかよくはない。資料を少し見てもらえばわかると思うが。

我々建設業者でも色々今、国土交通省や県とも相談をしているが、国土交通省が変わらなければ変わらない。設計労務単価が今年 3 月に上がった。だが、去年から仕事して工期が、残りがまだ 1 年、2 年あるということになってくると、国としてはインフレスライドの適用をしていただきたい、ということになっているわけである。インフレスライドというのは工事金額の全体の 100 分の 1 以上にならないと費用をみない。だから 100 分の 1 未満は業者が負担せよということで、それでは労務単価が上がったことにならない。基本的なことを今相談しているわけである。市の回答も言葉は違うけれど同じことである。いや、設計労務単価というのは委託料が上がっても上がった分は業者で負担しなさいということであるから。これはもう考え直してもらわないと、国でも検討するということになっているので、建設業法も今度変わる。従業員の働く人の労務者の健康と安全とか、そういうことについての働き方改革の中でかなり変わってくる。これも少し市も考えないといけないということであろう。上がれば毎年上げてやらないといけないのではないか。

設計労務単価があれば毎年上げてやらないといけない。そうではないと労働者に真水で労務賃金アップが行き渡らんということになるだろう。その点は今の回答では全く納得ができないところである。我々が今運動していることと反することである。ここでも私が賛成だということを言うと私の運動とは全くかけ離れたことになる。今、資料を 1 枚出したが、国のほうに、県のほうに意見交換会としてお願いしていることで、改正をしてもらえるといるところまで今いっている。

ただ、国のほうはすぐ改正したけれども、県も改正をしていくことだ。遅いのはいつも地方自治体、市町村である。何年か遅れになってくるが、この分は少し読んでもらって、後でまた説明をするが。今話している話は下限額だからね。少しでも上がってればいいじゃないか、というような軽い気持ちかもしれないが、労働者にやはりきちんと上がった分だけの賃金がいくように考えてもらわないといけない。これは委託業者とか我々建設業者が負担をせよと言われているようなものだ。言葉はきれいな言葉で書かれているが、ざっくりばらん言うと、業者が負担しなさいということになる。これはこのままでは納得ができないと言っておく。今ここであなたたちが返事できればいいけれど、恐らく返事ができないであろうから。

事務局

最低労務報酬下限額が上がっても、設計額自体が変わるわけじゃないのである。

例えば委託、業務委託で、調理業務とか色々あるのだろうが、その設計自体ははるかに現在下限額は 865 円であるけれども、それ以上の 1,000 円と

| | |
|-----|--|
| 副会長 | <p>か1,100円の設計をしている。設計自体が変わるわけじゃなくて下限額が上がるので、それに応じたアップを見越して応札してほしいというところである。設計額自体が変われば設計変更もあると思うが、設計額自体は変わらないので、その部分は設計変更をして契約額を引き上げるということは考えてない。</p> <p>言っていることはすごくわかるが、国が今賃金を上げていこうということを考えているわけだろう。そのための公契約条例を作っているわけだ。国が上げればやはりその元々の入札の金額は変わらないと言っているが、設計労務単価であるから、委託事業にしても、その分だけでも真水を上げていくのが私は当然と思っている。最初に設計労務単価が上がった年は2か月間の工期の残りが2か月以上あれば、新しい設計労務単価で実質設計変更せよということで実際にやっていたわけである。</p> <p>本当のところ、国と地方自治体との話合いでそれでは予算立てたのに途中で変更していかなければならないからなかなかできないという話があって、それでインフレスライドという言葉を持ち出して、そこは国と地方自治体とは折り合ったということ。だが、インフレスライドというのは違うだろう、意味が。インフレというのは急激にももの値段が上がったとか油が上がったとか鉄骨が上がったとか、そういう場合のことであろう。設計労務単価というのは、きちんとその年に上がった分を3月1日からもう上げよ、設計するときその金額にせよということである。だから、委託にしても同じことであろう。</p> <p>公契約条例で、この場だけでいえば、下限額がそれよりも少し上にいっておけばいいと。それはそれもある。意味はよくわかる。しかし、基本的な問題で、事務局は主に、財政のほうだろうか。</p> |
| 事務局 | <p>公契約条例の事務局は財政課である。</p> |
| 副会長 | <p>国土交通省で諮問や答申があった。国土交通省のホームページに載っているから見ればわかるが、財政部門と現場とで連携がきちんと取れてないなどの指摘がされている。それでそういったことも取り組んでいけないといけないというような話をしている。これは土木・建築だけではなくて要するに、ここでいう公契約条例みたいなものである。公共的なものである。昔は住宅積算基準などあったが、今は一般建築、一般土木みたいになっていて、各省庁にそれが通達され、このとおりにやりなさいということになっているわけであろう。今度は建設業法まで変わってくるので、働く人の健康だとか安全だとかそういった福利厚生である。これについても取り組まないといけない。時短についてもその分だけ賃金が上がるようにということで、今建設業法に関して閣議決定が終わったから、それができ上がってくると思う。だから、そういった基本的な部分も少し考えてもらわないといけない。私はそういった運動もしている。公契約条例のこの中だけでの判断というのも私は難しい。了解したとは言えない。</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>直方は賃金の取り組みに関して、公契約条例など先駆けてかなり進んでいる。他の市町村と比べても。上がった分は毎年、上げてやろうというような気持ちになってもらいたい。</p> <p>例えば5年間契約したとして、ではその5年間先に上がったから上げるというようなことを考えて応札してくれというようなことはちょっと乱暴すぎやしないかと思う。</p> <p>副会長が今言われるのは分かるし、法律が変われば当然その対応はきちっと自治体としてはしていくのは間違いないことであろう。ただ、先ほど事務局が話したとおり、先日の会議では入札時の基準の金額が労務報酬下限額となってしまうので、新年度の委託業務があったときに、そこに賃金の差が出てしまい労働者がそこに流れてしまう。労務報酬下限額は当該契約年度で設定していて、それに対して業者として応札をして、事業者によっては複数年度、自社で最新の労務報酬下限額で賃金を払っていただいていた。</p> <p>ただ、市も設計金額はさきほど課長が申しあげたとおり、基準単価の一番安い金額で設計しているわけではない。例えば、865円の労務報酬下限額だが設計自体は1,000円、1,100円で設定しているの、そこが変わるわけではない。その設計金額が変わるのであれば当然変更契約というのは絶対しなければいけない。ただ、今回は労務報酬下限額において毎年最新のもの以上の支払いとした。そうすれば、新しく契約した労務報酬下限額と既存の複数年契約中の労務報酬下限額は一緒となる。そうすれば賃金による労働者の流出はない。</p> <p>ただ、課題にも記載してあるとおり、それを見越した応札が確かに難しいという思いは十分にある。だから、市としても何とかその辺がクリアできるような形でやっていきたい。副会長が言われることも重々わかるが、そこは設計が変わるわけではないので、なかなか設計変更は難しいというのが市の考え方である。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>副会長</p> <p>今までの意見は何も生かされてきていないのであろう。</p> <p>例えば、今、労務報酬下限額が80%である。だからそれを90%に持っていくには今からどうしていくかなど、前回までの意見というのが全く反映されてないまま進んでいっているだけであろう。そうではなく、もっといいものにしようというのが、この審議会のはずである。だからどういうふうに努力していこうかというのが見えないといけない。同じ議論を繰り返しているだけで、労働者側の委員にしても、やはり少しでも賃金をあげたいという気持ちがあるわけだ。我々事業者側、元請でも賃金を上げていきたい。しかし、最初に設計する方、お金を出す方が、きちんとそれをしなければいけない。その基本的なことを今私は言っているわけである。公契約条例のこの場だけの最低限を守っていこうというのなら、それは今の話でいいであろう。そうではなくて、もう少しよくしていこうという話をしていかないと。このままの条件でいっていたら世の中のほうの時給が上回ってしまう。もう来年ぐらいには、上がるのではないのか。今、上頓野の工場団地も派遣で行っている</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>人が時給 1,000 円だからね。</p> <p>だから、まあ逆転現象がもう今、派遣であっている。派遣会社のほうが利益も幾らか取っているわけだから。だからそういったところを、もう大手を振って、直方はこのふうなことをしているよ、労務者を守るためにこうしているよというようなことはもう言えないことになる。</p> <p>人件費の設計単価という問題になると思う。先ほど副会長が言われたとおり、公契約の最低限の柱である労務報酬下限額という話は理解できるとおっしゃっていたが、非常にありがたいと思っている。その中で例えば今、設計している単価、人件費、委託の人件費の単価が例えば 1,000 円で設計しているのを 1,100 円、1,200 円にいかにして上げていくかという問題提起だと思う。そのあたりはやはり社会情勢等を見ながら、当然その中で、なぜ今最低限ではなく 1,000 円で設計しているのか、そういうところを十分考えていきながら、それが上げるべきだということになれば、その時点でいずれ上げていくだろう。ただ、この公契約審議会の中でその設計単価を上げよという議論ができるのかというのは疑問ということである。</p> |
| 副会長 | <p>だからね、少しずつでも前に進もう、この審議会は。今事務局が申されたけれど、上げられるのだよ。もう国は決めている。品格法でも、入契法でも。問題点はこのペーパーに書いているので、読んでもらったら分かると思うが、例えば交通誘導員の経費計上について。これは、土木では直接工事費の中に入っている。建築の場合には、中泉の市営住宅建設工事があった。資料もあるけれども、共通仮設費の中に交通誘導員の経費が入っている。</p> <p>この公共建築工事の積算基準の中にも共通仮設費のところきちんとあるが、交通誘導員はそこに費用が入っていない。それから今回私は、設計価格と実勢価格は全く乖離しているということを書いている。それで、近隣市のことを書いている。これはもう全国の全建協で話をしたことだから、近隣市あたりが協議をしても、昔の考え方である。要するに設計事務所から設計が上がってきたら、それに 0.8 掛けて予定価格にしている。実勢価格と役所の予定価格が全く乖離している。全然値段が違う。それがやはり労務単価にしわ寄せがいく。</p> <p>だからそういうことのないようにということを、国も指導もして、市も官製ダンピングだということで九州地方整備局から指導が入ったはずである。やればできるし、やらないといけないことである。我々はそういった運動をしている。そういうことをすればできるのである。一遍にするというのは財政面のこともあるだろうから、なかなかできないかもしれないが、少しずつ良くしていきましょうというぐらいの気持ちはこの審議会ですべて持っていると思う。</p> <p>労務報酬下限額が設計労務単価の 80%というのは、我々事業者側はいいが、労働者側からすれば、下限額は 90%で何とかならないか。90%というのは最低制限価格での落札を考えると 100%のことである。我々事業者側は 10%引いて最低制限価格で落札している。労務単価の 100%というのは 90%</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>が 100%にあたるからね。その部分はもう少し事務局のほうも市として基本的なことを考えてもらいたい。労働者側の委員からも 80%で納得していないという話が前回の審議会から出ている。</p> <p>2 割はねるのかという話であろう。そういう話も含めてである。本来、労務費等を含めて 41%の部分も含めてだが、その辺が本来であればきちんと労働者に行き渡るような形が、一番いいだろう。委託業務も 19 市町村中 6 市町村で最新の労務報酬下限額を適用されているというところもあるので、そこは少しでも一歩前進するようにこの中でも行えたらいいであろうし、直方市が先進的と言われる、全国から見てもと言われるような形にぜひなってもらいたいと思う。</p> |
| 副会長 | <p>今度、建設業法が改正になるのは、労働者の健康や安全などを考えたものである。働く人を、しっかり企業側も助けていこう、公共側も助けていこうというのが盛り込まれているわけである。地方自治体もそれに沿って、少しずつでも。何年か遅れるというのは私も覚悟はしているが、もう遅れすぎである。もう少しやってもらわないといけない。</p> |
| 委員 | <p>今、副会長が言われたいわゆる職人憲法という話も今後出てくるし、その部分で県も作ってその中にうちの団体も入っているような形で今後、推進会議など色々開かれていくと思う。どんどんこの業界から変わっていくし、キャリアアップシステムという部分でも色々なところで、めまぐるしく変わってくると思う。その辺の部分で国と県と同等の対応できるような形でしてもらいたいというふうに思う。</p> |
| 副会長 | <p>資料を配ったから、見てもらったら分かるけれども、括弧書きで下に書いているが、最後のページを見てもらいたい。これは労務単価そのものである。交通誘導員の最後のページの一番右側の交通誘導員 A、B となっているが、その下の方の九州、福岡である。交通誘導員 B が 11,700 円 (16,500 円) となっている。この 11,700 円というのは労働者の社会保険の負担金はこの中に入っているわけである。そして、企業側が負担しないといけないその福利厚生の部分を入れると 16,500 円はかかるのであるという、そういうことになるわけである。だから、設計の段階にしても、経費は正しく見てもらわないとできないのである。</p> |
| 委員 | <p>そうである。</p> |
| 副会長 | <p>国土交通省との話では、設計のおかしいところなど情報はどんどん上げてくれということで、私は全部情報を上げている。建設業協会の筑豊支部長をやっているのだから、筑豊関係のものは全部資料を上げている。経費の見方も非常に悪い、おかしい。経費率で言っているけれども、経費は普通、積み上げて計算しないといけないとなっている。それを何年かして、この率でいいの</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ではないかということで、率というのでいってもいいであろうということになっている。直方の建築の場合は、共通仮設費の中に交通誘導員の値段を入れている。これは本来入れていいようになってない。経費の掛け方もおかしい。経費の掛け方がそういった自治体はもう交付税を減らしてもいいといっている。それぐらい考えてもいいと。しかしそれをすると、建設業者の方にも仕事が回らないようになってくる。建設労働者は今、人手が少ない。なおさら新入社員が入らないようになるなど、あってはならないということでどうしようかと思う。今、罰則規定を設けるという話をしている。入契法にしても、建設業法の改正については、恐らく罰則が出るか、交付金を減らすか。特に国会では補正予算で福岡県に何百億くるのか。直接、国の直接工事費は国道と遠賀川しかない。県に委託するものが一千何百億かあるけれども、結局、それをスムーズにこなしていくためにはということで新しく通達も出ている。そのためにも積算をきちんとせよということで通達が出ている。市もあるはずだが、なかったらいけないので作ってきたがいいだろうか。</p> <p>適正な価格による契約というのが一番先に発注者の責務として謳われているわけである。後で読んでもらった方がいいが、こういう形で国も一生懸命力を入れて今やっている。</p> <p>直方としてもやはり少しでも近づいていけるように努力してもらいたい。それが労働者を守ることになる。公契約とはちょっと違うかもしれないが、基本的なそういう考え方をしていかないと労働者にまで回らないということである。</p> <p>適正な設計、発注者の責務というのを、労働者のことを考えてやっていただきたいということである。これが我々の気持ちである。</p> |
| 委員 | <p>現状の課題でこれを書いてもらいたいがあるが、当初契約年度の違によってという、結果、最低賃金格差による労働者の同業者間の異動、これ市が発注する業務、市がもともと本来する業務委託であろう。その中で公契約の金額が変わってくるがために、同じ職場の市が最終責任を持つ仕事が違う賃金で現場では行われて、違う賃金だが同じような作業、同じようなルールにのっとったことで作業をするということが、契約年度についてはそのままいくということで、それが助長するところがあるけれど、その現状の課題というのは、今回は何も解決しないでいかれるというおつもりであろうか。</p> |
| 事務局 | <p>課題を解決するためにこの案を出している。</p> |
| 委員 | <p>例えば、それがどういうふうになるのか。これから、複数年の間この課題は残ったままになるのではないか。</p> |
| 事務局 | <p>現契約の分か。</p> |
| 委員 | <p>そうである。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>現契約の分に関しては、先ほども説明したが、その条件で入札して落札業者が落札金額でやるとなっている。</p> |
| 委員 | <p>それはわかっている。それはわかるが、今から 3 年間は同じ直方市が管理する給食の仕事については、最低賃金が違う方たちが働いている。それは仕方がないで容認していくのか。容認するってことでいいのか。</p> <p>これは直方市の仕事であろう。こっちは業務委託でやっている。同じ業務の発注先で金額が違うということがあっていいってことを容認していくかどうかと聞いている。</p> |
| 事務局 | <p>現状容認されてきた形なので、それを少しでも変えたいと。だから、今後の契約に関しては変えたいということである。</p> |
| 委員 | <p>今は変わらないから、何年かの複数年の後には変えたいってことだけれど、今のままは容認していくってことだろうか。</p> |
| 副会長 | <p>現契約のものはである。</p> |
| 委員 | <p>現契約で企業間に格差があるのは、もう容認しているということか。</p> |
| 事務局 | <p>格差というか最低を設定してそれが一つの基準になってしまうからである。直方市はこの金額でやってくださいというふうにはしてない。労務報酬下限額として設定しているけれども、委員が言われる、その金額を出せばそれが一つの基準になってしまうというのがあるので、それを何とか解決できないかということで今後のものに関しては、年度ごとに労務報酬下限額が推移するという形をとりたいというものである。</p> <p>今まで契約しているものに関して、下限額の差額を変更契約で対応してしまうと、そのときに落札していなかった業者からすれば、なぜ途中で金額を変えるのかという話になってくる。今まで契約したものに関しては条件が変わってしまう関係で、すでに契約済みのものは適用させることはできない。</p> |
| 委員 | <p>他の話はいい。働くほうの身になってみて、隣の学校の給食の仕事は高い、それは企業の差なのか。受けた会社の差でそうになっているってことを言われるのか。隣の学校の給食の労務単価は 870 円くらいになっている。こちらの額は 840 円である。その差っていうのは、落札業者の差であるって言い方をするのか。</p> <p>落札業者の差だからそれは皆さん納得してくれ、最初に契約を取ったあなたの所の会社はこれ、公契約という値段で取られて、そのときの値段がこれだからそのままである。直方市の業務委託の労務報酬下限額については 877 円に来年度はなろうとしている。これは制度の問題ではなくて、落札した会社が出している賃金の差しかないってことを言われるわけか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>公契約上は、労務報酬下限額の設定でしかできない。どのような金額で労働者に働いてもらうかは労使間の契約である。委員が事業主として雇われている労働者の方もいると思うが、この労使間契約に公契約上口を出していない。公契約対象の業務に関しては、最低でもこの金額を担保していただきたいというのが労務報酬下限額である。</p> |
| 委員 | <p>それが同じ仕事でもそれをずっと言うってことだね。</p> <p>業務請負は、基本的に直方市の管理だと思う。管理監督で間違いなく持続性があるように運行できるところを入札で選んでいただけたらと思う。その事業自体が今後、続くようになったところでこういうところがあると続かない可能性があるからということも含めて、僕は言わせてもらっている。</p> <p>公契約があるが為に格差が出てしまった。実際、840円から877円になると4.5%以上値上がりしている。業務委託というのは、ほとんどが人件費である。もし僕が、5年間請け負って7,200万、その4.5%、今の時点で、370万も労務費は一緒にするためには上げていかなければいけない。あと2年でどれくらい上がるか、さらに500万円ぐらい。当時にその500万円など予見して応札できるわけがない。そのときに他の学校は何年後出るって言ったら、そのときに公契約が変わるってということも聞かされていない。</p> |
| 事務局 | <p>なので、下限額は変えない。</p> |
| 委員 | <p>働いている人は直方市としての業務委託である。直方市が発注している仕事にうちの会社は業務雇用して入っている。その人たちが同じ給料かというのはやっぱり気になったときに、僕はどうしても説明がつかない。言われることは事務局が考えて言われている本質があると思う。ただ、この公契約は誰のためにあるかと言えば、事務局のためにあるのではない。働く人がそういうふうにして誤解のないように、先ほどから副会長が言われるように、世の中の事例に合ったようにきちんとしたまともな何も差がない、不満がないっていうか、ちょっと言いすぎかもしれないけれど、そういうところで設定されるべきところであって、働くこと自体に異議だとか不平不満が出るようなことになっては絶対この公契約ではいけないと思っているから何回も言っている。</p> <p>それは契約時点の、契約がそうだからではなくて、実際結果がどうかということ。人の異動があって3年後しか解決しないだとか、そんなことで業務委託の持続性があるような仕事として直方市が契約させるのか。この契約させている案件を今見直すべきではないかというのをずっと言っている。</p> <p>1回したものはどうのこうのって、どうしようもない。では申しわけないが、業務委託で877円になる直方市の直属の業務委託の方がいらっしやると思うが、市の臨時職員の方のお金上がる原資ってというのはどこから入ってくるのか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>原資は一般財源なので地方交付税である。</p> |
| 委員 | <p>それは毎年上げている。だから、そうやって上げられるところと 1 回契約で条件や金額が決まっているところでやっぱり上げていかれないと、その不公平の差というのはどうなるのか。</p> |
| 事務局 | <p>あくまでも最低金額を担保してくれというところなので、あとは基本的に上げるか上げないのかそれ以上現行の単価で払うか払わないかは、事業者の方の判断かと。</p> |
| 委員 | <p>実際は払っているけれど、他の同じ仕事が給料いいとそれに合わせなきゃいけないのではないかと。暗黙の平等、同じ給料にしておかないとうちの会社も労働者に辞められたら困る。優秀な人材を確保あるいは人材流出を防ぐためには、それ以上賃金を払っていかねばいけない。そこを言っている。だからそういう部分、もう少し労働者側から見た契約内容だとか、この公契約のあり方っていうのに気付かないかということも以前から副会長も言われているところではないか。</p> <p>制度でできるところはあるけれども、実際に間違っているところは何とか直すという努力が見られないからずっと同じような話がここで続いていると思う。簡単に自分のところの一般財源は上げられるものはどんどん上げてって、1 回契約して 5 年間の予算の決まっている中でそれでも一緒に社会通念上は上げていかねばいけないのだから。そういうあり方が今後もあってはおかしいので、直すというのはわかる。次から見直すというのは、時期遅れの請負業務が出て、期間が違って複数年になる業務請負で、その格差というのはどんどん出てくるであろう。業務請負が続くためには、直方市が一般財源から自分のところの臨時職員の賃金を上げるように、業務請負についている仕事の人たちの分まではちゃんと見なければいけないというところがある。それを考えての金額、財源の確保というのが要るのではないかなと思うのだが。僕は同じように一般財源から入れてくれという、市の臨時職員の方も同じように 870 円に上げるのであれば、他の方も 870 円、業務委託に関しては、上げるべきだと思う。</p> <p>だから実際に働いている人たちの側からこの問題を見たら、もう少しわかりやすくなってくれるのかなと思って何度も説明させてもらっている。</p> |
| 事務局 | <p>公契約というのは、働く労働者の最低の保障を守るために、官製ダンピングをなくすために最低賃金を保障しよう、設計労務単価の 80%や市の臨時職員と同等の額を最低でも保障しようという形で賃金を担保していただきたいということで始まった。それは労働者を守るために、ひいては直方市の経済を発展させていくためにやってこうというのが、根本の考え方になっている。</p> <p>その中で市としては、その最低賃金を設計価格にしているわけではない。これはご理解いただいているかと思う。その中で事業者がここ数年、3 年の委託契約の中で動いていける価格で応札していただいた。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ただ、今までは契約当初の最低下限額だけを担保していただきたいという形であったので、毎年上がっていく最低賃金が労働者から担保できてなかった。その都度、契約や入札するときの最低賃金の価格でやっているのだから事業者間で、担保すべき最低賃金に差が出ていた。それは事実。その担保すべき最低賃金を平成 31 年度の入札分から同一にしようと、だから毎年変われば、31 年度に入札しても 32 年度入札しても同じ最低賃金を担保していただくという形に改正していきたいというのが事務局の改正案である。</p> <p>あくまでもそれでやっていくので、労働者のためにそれ以上払っていただきたいというのはお願いの部分なので、そこについては賃金の推移を見越したところで事業者側には応札をお願いしたいというのがこの事務局の改正案である。</p> |
| 委員 | <p>わかった。ただ、業務委託というのは 95%から 97%が人件費である。設計段階で公契約の金額が出ている時点で、それが基本になるのが当たり前だ。</p> |
| 事務局 | <p>その考え方は、先ほど事務局で申し上げた一定の基準になるだろうということである。</p> |
| 委員 | <p>絶対にそうなる。なるし、それでやっている以上は、上昇率も分からない。これからもう既に 3 年で 4.5%、ほぼ 5%に近い、上昇している。そうしたときにこれを予見して応札するということに、まともな入札になるのかというのを僕は思う。</p> <p>もし、来年度からそういう形にするのであれば、今の 5 年間の契約でも来年度からもう一度入札をやりなおしてほしい。</p> |
| 事務局 | <p>一部、給食調理業務においては業務委託の過渡期になったときだったので、今話していた不具合が出ているが、今後の発注については時期をそろえており、同じ業務で年度間の賃金差が出ないようにしている。</p> <p>これについて前回の審議会で委員にご意見をいただいて、事業者側としての貴重な意見をいただいた。正直言ってその事務局の認識がなかったが、貴重なご意見をいただいて、複数年契約において、過去の契約については一度その金額で応札していただいているというところになる。入札参加業者は同じ条件のため、それを変更することはできない。来年度計画の分については契約時の労務報酬下限額ではなく、年毎の労務報酬下限額を使うように一歩前進するというか、改正していきたいと思っている。</p> |
| 委員 | <p>あと、2 年間ある。7%、8%になったら、これはもうインフレスライドより大きなスライドになるだろう。</p> |
| 事務局 | <p>毎年 10 円ずつ上がるとして 7%ということになるのであろうか。</p> |
| 委員 | <p>40 円上がっている。ほぼ 5%である。これがあと 2 年間でどこまで上がる</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>か、最後にこれがどうにかできないと。新しい業者が入ったときに 880 円などで最低賃金が入ってきたら、この業務請負自体の根本と基本性がもうなくなってしまうというのを予見してほしいということを言っている。</p> <p>どんなところもわかりやすく入って適正な入札価格、もしくは応札した分が適正であるかどうかというのを確かめるためにも、この辺の条件は一緒にしておかないとというのが非常にある。</p> <p>この臨時職員のように、一般財源からあるのだったら、うちの会社も一般財源から少しずつ入れてくれれば非常にうれしいのだが。</p> |
| 事務局 | <p>そのあたりは設計金額と違うからなかなか難しいっていうのが事務局としてはある。</p> |
| 委員 | <p>ただ、同じ仕事ではある。同じルールの下。だから会社の差となるのが、どうなのかなと思っているのだが。</p> |
| 事務局 | <p>会社の差というより入札した年度の差である。</p> |
| 委員 | <p>それは労働者には関係ない。</p> |
| 事務局 | <p>契約年度の設計単価が例えば 900 円であって、今の設計単価が変わっているとか、設計単価が変わるということであれば設計変更というのは可能かと思うが。</p> |
| 委員 | <p>だから、公契約の労務報酬下限額が変わっている。</p> |
| 事務局 | <p>それは設計単価ではない。</p> |
| 委員 | <p>設計単価ではなくても、ほぼ労務費である。材料費と同じようなものであろう。これを経費計上したらほぼ経費である。</p> |
| 事務局 | <p>事務局としては、設計単価ではなくて、労務報酬下限額はこの契約で担保していただくべき最低限の金額である。</p> |
| 委員 | <p>ただ、同業で直方市が直営でやっている給食業務の臨時職員で入っている方の最低金額も 877 円ってことであろう。</p> |
| 事務局 | <p>その年度で契約すれば、その年度単位で契約している。</p> |
| 委員 | <p>直方市の方でも 1 年ごとに給料が違う人がいるということか。</p> |
| 事務局 | <p>いや、その年度で契約する。1 年更新になる。臨時職員は 1 年で。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | ああ、絶対にみんな上がっていくということであろう。 |
| 事務局 | <p>市は同じ方が1年以上しない。</p> <p>Aという個人が次の年度上がって給料が上がるっていう形じゃなくて、Aの人は去年の単価だったが、今年だとBの人は今年の単価、そこには確かに差はある。</p> <p>確かに委員がおっしゃるように、給食事業がそういう判断で5年間きたが、5年というのはあまりにも契約期間として長いというのはある。それと、その当時職員の給料が下がっていたりしていたので、ここまで上がるというのを想定してなかったのである。5年間の中でずっと上がっていったので4%、5%になったというところが問題だったというところの、今後の給食事業も教育委員会は長くても3年、2年程度で契約をしていこうというような話もしている。後は時期がバラバラということは、今後はないけれども、現契約をしている業務については、当初はそういう条件で同じように応札していただいて、その中で設計は見直すということは、入札、契約の制度上難しいというところである。</p> |
| 委員 | <p>それはわかっている上で言っている。わかっている上で言っているし、やっぱりできることをしないと誰も業務請負で請け負わなくなる。いろんな業者が来るかもしれないが、基本的に直方市の方は数多く雇ってみたい。どうしてそういうふうに行っているのに、その辺が伝わらないで、うちは本来もっと上げている。</p> <p>今回の件には関係ないけれど、業務委託で全部一色単になっているが、本当は栄養士、調理師、責任者をまとめてそこまで細かく書いてあるのがこの給料じゃあるわけないからやっているが、どうしてもこれから給食の面接に来られる方があっちのほうがか。それはあってはなかなかいけないことだなというのは、違う解決でもしたほうがいいかと思う。</p> |
| 事務局 | <p>その問題点には、十分色々状況をお話聞いて事務局もだし、教育委員会も認識は改めて持ったところである。</p> <p>そういう中でこういった問題が出ないように発注はやっていくが、それでもやはり複数年契約というのはどうしても出てくる。</p> |
| 委員 | あと2年で8%ぐらい上がったら厳しいであろう。 |
| 事務局 | 8%って上がるのか。 |
| 委員 | いや、今で当時から5%上がっている。自分たちの最低からと今の最低の契約金額が5%だ。 |
| 副会長 | 市の給料、臨時職員で雇っている人を基準にしたわけであろう。それはやっぱり毎年上がっているのか、今。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | ここ何年かは人事院勧告に基づき上がり続けている。今年度も 12 円上がっている。 |
| 副会長 | 上げているのだろう。 |
| 事務局 | 今年度は 12 円である。 |
| 副会長 | 自分たちばかり上げたりしてどういうつもりか。 |
| 委員 | そうだ。一般財源とかそういう財源があるならうちにも貸していただきたいって言っているだけで。自社の努力で色々やっている。 |
| 副会長 | <p>建築とか土木とかいったら、例えば 2 年間の工期だったらもう契約してしまうからね、最初に。ある程度カバーは我々自身だけでできるところがあるからいいが、委託業務の 5 年というのはきついだろう。</p> <p>事務局も一緒に審議会も会長も含めて、一緒に労働者のことを考えようというふうに、それがこのテーブルだから。自分たちの市もやっぱり財政も厳しいということがあろうけれど、少しずつよくなることを考えていってあげないと。最初にお金を出すところは役所しかない。</p> |
| 事務局 | <p>そうだ。公契約条例は、導入当時も審議委員さんや議員さんにも骨のある条例にしていけというところを意見いただいているし、当時小さく産んで大きく育てるといようなキャッチフレーズの中で導入している。</p> |
| 事務局 | <p>副会長が言われるように少しでも労働者のためによくしていきたいという思いはあるが、財政状況は厳しい中で 29 年度の決算についても財政調整基金を取り崩して決算した状況である。</p> <p>労務報酬下限額を仮に設計労務単価の 80% を 85%、90% という話もある。90% になれば最低制限価格と同じになるという副会長の意見もある。労務報酬下限額が上がるといことは条例の効果としては当然の経費かもしれない。しかし概ね 20 億から 25 億の工事を発注しているので、それが 5% 上がるといえば 1 億程度新たに財政負担が来るわけである。それをどうするかということになれば、やはりもう少し財政状況も見さしていただきたい。労働者のことを考え、労務報酬下限額を 80% から引き上げたいという気持ちはあるが、少し財政が安定するまでは様子を見させていただきたい。よくしたいという意味では各委員と同様に考えている。</p> |
| 委員 | ただ、業務請負で出して、大概僕は財政削減効果があったと思う。 |
| 事務局 | 人件費などいろいろなところから見れば、そのとおりである。 |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>直方市の直営でやるよりもどれだけ効果あったのか。その1割ぐらい返したらもっと増えるということだけれど。</p> |
| 事務局 | <p>基本的に民間外部委託はそういうところを見込んでいる。</p> |
| 委員 | <p>だから、それをしながらそこに従事している人たちが一番苦勞するっていうのが理解できない。そうしてない人たちがどんどん賃金が上がっていくというのが僕は許せない。</p> <p>どれだけうちが業務請負してどれだけ直方市の直営の給食のお金が削減して、それを他に回せたか。それでも足りないと言われるのだったら元に戻したほうがいい。</p> <p>もっと苦勞して努力できるかもしれない。それで従事している人たちが余計に苦勞するのがおかしいから僕は言っている。</p> <p>では、その人たちで成り立っているのにどんどん他の人は賃金が上がっていった。</p> <p>うちなんかは上げたいけれど上げられないっていうこの循環というのが業務請負の管理する契約として、担当の部署、教育委員会が、そういうことを考えてないところに、まず落胆しかない。</p> <p>事務局と言われることは筋がある。ただ、感情的には間違っているかと思うところはたくさんある。</p> <p>どれだけ直方市を儲けさせたか。儲けたっていう言い方おかしいが、どれだけ経費の削減につながっているか。受付窓口だとか、いろいろな業務請負が出てくる。そういう効果は出てくるのだが、そういう人たちがこういった問題で悩まないようにしてほしい。</p> <p>でも実際、そうやって協力して市の財政のためにというところが、一人がかぶっていくというのは流れ的におかしいと思う。やっぱり業務委託というのは効率的な事業にはなると思う。それに関してやれば、そこで努力されている方の賃金が安いから、このままでいったら業務請負をどんどん出して、行政効率化で財源が豊かになったとなる。</p> |
| 事務局 | <p>それが、豊かにならない。</p> |
| 委員 | <p>それは違う、それは違う問題で考えていけない。</p> <p>でも、本当にそうしている。そういう人たちがいろんな業務請負、派遣で直方市に入る人、その人たちの分でもよくなっているのに、他の人が上がっていく、何にも問題なく上がっていく、そういうところの格差はなくしていきたいなど。やっぱり頑張っている人が報われるようにしてほしい。やっぱり臨時職員よりは上げてほしい、本当に。その分を一般財源などで出してほしい。</p> <p>自分たちのところは上げやすいけれど、うちは上げにくい。5年というのは言われるとおりの長い。</p> |

| | |
|-----|---|
| 副会長 | あと何年間、委託期間が残っているのか。 |
| 委員 | あと 2 年ある。この調子でいったら 7.5%若しくは 8%近くは絶対いくだろう。人材の確保となるとやっぱり結構上がってきている。 |
| 副会長 | 時短の関係で、結局日給が上がる。 |
| 委員 | <p>これから有休消化を必ず 5 日させたりだとか、これも入れていかないといけない。うちは夏休み、休みだけれど最初の 4 月、5 月、6 月は 3 カ月あるので、有給と社会保険は全部それで計算される。だから結構休みがあるが、実際は全然通用しない。だから本当にフルで働いていらっしゃる方と同様の待遇にしていこうとすると、どうしても出ていくほうが今からある。入ってくるのが全然変わらないから、5 年間。5 年間の積算にはならないけれども、やっぱり公契約の労務報酬下限額というのは絶対積算方法である。申しわけないが。それが最後に 8%ぐらい変わるとは予想だにしていなかった。</p> <p>これでうちがもしやめたって、次に入ってきた値段がこの契約でもっと大きい値段で残りの 2 年間給食取っていただいたとする。その費用とうちが少し上げてと言った費用は雲泥の差がある。</p> <p>どっちをリスクと思うか、どっちが得かと思うかということだ。</p> <p>むしろもう変な話、直方市を訴えろとか言いながら、この契約というのは結局 3 社契約だ。日本給食サービス協会というのが 3 社の契約の中の一つで保証業務を請け負っている。保証業務の請け負う中に毎回資料があって、この公契約が入ってきている。それが適正かどうか人材確保につながっているか持続性につながっているかという調査もある。そこでやっぱり僕はぼろぼろに書いたことはない、直方市のことは。でも、他のところはやっぱり同じような問題があるから僕もそういう話を聞く。契約ができなくなったときに、その後新たに契約したら仕方がないとはいえ、今の契約金額の何倍も大きくなる。その分まで今度自分に払えと言われてたらちょっと大ごとするので、何とかもう今のうちに優しくちょっと上げてくれたら持続できるが。そういう契約の経過もある。</p> |
| 副会長 | 改正案の課題を改定するためというところ 3 つ書いているが、その下に 1 つ入れればいい。上がった分は年度ごとに上げる。簡単なことだ。 |
| 事務局 | <p>それは上げられない。上がった部分も上げられない。</p> <p>委員の契約が財政課は公契約の事務局だけれども、実際の契約を発注したのは教育委員会なので、教育委員会が契約変更するかしらないか、できるかできないかという判断はまた別の問題だ。一般的な考えを申し上げると、当初そういう条件で発注しているので条件を変えることはできないよというところだけれども、できるかできないかで言えばできないと思う。</p> |
| 副会長 | しかし、各種法律は遵守するって書いてある、ちゃんと。労働基準監督署 |

| | |
|-----|--|
| | あたりから問題になったりしたら困る。 |
| 事務局 | <p>副会長が言われるようなインフレスライドについては該当すれば、市は変更している。</p> <p>副会長はインフレスライドというその言葉に納得いかれてないとは思いますが、国の基準どおりに直方市も適宜改正はしている。</p> |
| 副会長 | それはね、国と今交渉しているからね。国土交通省のホームページにそう載っている。それはおかしいと。インフレという意味知らない訳ではないだろうとこの前話した。意味が全く違う。では、検討するということでね。 |
| 委員 | それは材料費だとか何かの高騰に対してということか。 |
| 副会長 | インフレというのはもう急激な社会的な問題や急激な値段が上がったことをインフレというわけだ。設計労務単価がインフレで上げるわけではない。そんな労働条件の要するに改善ということで設計労務単価であるから。この金額で設計しなさいということである。だからそれ自体インフレという言葉を使うこと自体がおかしいだろう、と国土交通省とは話をしている。 |
| 会長 | 国土交通省はいつから変わるのか。 |
| 副会長 | <p>国土交通省が全部決める、そういったことを。だからもうちょっと研究してもらったらいいい。国土交通大臣が諮問して、回答が出てきているのが、要するに今まで住宅何とか基準とか、一般建築基準とかいろんな基準が厚労省の基準とか、防衛省の基準とかあったが、それを国土交通省が閣議決定して決まってまとめて、そして一般建築、一般土木というのになっている。だから設計するのにもう昔の資料を使っているのは駄目だ。それで、県のほうではね、設計事務所は損害賠償保険に入っている設計事務所でないとい入札に参加できない。ということは、何かあった場合、県も設計事務所に補償させたことがあるから。</p> <p>直方はまだ条例残っているのか、直方市と係争中の業者は指名停止するというもの。</p> |
| 事務局 | 今はない。 |
| 副会長 | そしたら直方市と裁判してもいいということだな。 |
| 事務局 | 指名停止にはならない。 |
| 副会長 | まず、設計事務所の問題から。間違いがあれば、そうせざるを得ない。間違いが大きすぎる。建設業関係は金額が大きいからね。設計金額の 80% の労務報酬下限額と今決めているが、予定金額から 2 割低い。我々が実行予算を |

| | |
|--|---|
| | <p>組むと、予定価格が 2 割低いといってまた 1 割下げて取っているわけだから、3 割。だから非常に建設業は貧乏している。事業者側も努力している。私は給料を 6 万しかもらってない。市で調べればすぐわかると思う。非課税納税者になっている。それでも社会保険に入らないと今指名停止になる。業者はものすごく罰則がある。発注者には何にもない。今度は発注者に罰則をということを国で今、一生懸命言っている。</p> <p>国土交通省は助成金を減らしてもいいと言っている。そこまで考えているというような話をしたので、今度は建設業法改正のときには何らかの形が出てくると思う。</p> <p>それで今、最低制限価格も引き上げてくれということをお願いしている。価格だけの競争をさせている。そうではなくて、技術の競争をさせないと。今まで RC あたりが 50 年でね、もう寿命がきたと言って建て替えないといけないなど。これをやっぱり品格法で 70 年、80 年まで伸ばそうというのが趣旨だ。要するに、そういう技能者のレベルを上げていくとか、それによって点数を上げていくとかしなければいけない。</p> <p>私がいつも言うように、直方市も設計金額 5,000 万円以上を総合評価にしないといい品物はできない。それで点数を厳しく付けてね。それで長く持つ、長寿命化というね、国土交通省は難しい言葉で言っているけれども、そのための法律の整備を今やっている。直方市も設計金額 5,000 万円まで公契約の対象を広げた訳だから、恐らくかなりの人が意識して払っていると思う。指名停止になるからね、労務報酬下限額を払わないと。</p> <p>それをもっと効果的にするには設計金額 5,000 万円以上を総合評価にして、点数をどんどん付けていかないと 8,000 万円でも 9,000 万円でもくじ引でして、後で施工の苦情が出たりしているだろう。そういうことのないようにね。また、そういうところがアルバイトと称して賃金を払ってないような、付け出しをしてない業者があるわけだろう。それは労働組合の人が一番よくわかっている。我々はそういうことはできないから、二次下請はもう使わないというよりも一次下請で管理ができるようにしよう。一人親方も自分の所で、元請で管理をしよう。下請がアルバイトを連れてきたとかそういうこともないようにしよう。そこまで気を付けている。あとは、課長が財政の問題は言ったけれど、私と一緒に給料 6 万というわけにはいけないだろうから、市も少し節約しないと仕方がないのではないかな。我々事業家というのはいつも節約している。もういつも。まず給料を下げて、従業員の給料は下げられないから。それぐらいやっているから、まあ何でも一般会計に持っていても。</p> <p>事務局長</p> <p>それでは、議事 2 の複数年契約における労務報酬下限額については要検討ということで一旦保留するような形でよろしいか。</p> <p>複数年契約の分に関しては今日議論したが、皆さん色々意見があつてこの案では承認できないということでよろしいか。</p> <p>委員</p> <p>現状の部分をこの考え方で現場の考え方、それが分かるような整合性が要</p> |
|--|---|

| | |
|-----|---|
| | <p>るのではないかと思う。言われることは分かるけれど、そのとおりの契約でと言われたらそうだけれど、なかなかそれで納得できるものではない。</p> |
| 副会長 | <p>年度ごとに賃金を上げると、ここに 1 行加えればいいだけの話だ。</p> |
| 事務局 | <p>それはできない。</p> <p>今回、こういう事務局の提案に至った経緯は委員が事業者の立場として審議会、この会以外でも直接意見をお聞きした。その中で確かに、労務報酬下限額の契約年度による差の問題があるのということで認識した部分がある。</p> <p>今現在、委員が請けておられる給食業務については、ちょうど市内小学校 11 校ある給食業務が業務委託に移行する過渡期である。年毎に順番に発注していった。最初に発注した業務が委員の請けておられる業務で、他の給食業務に関しても今後時期を統一するようにしている。同じ業務でも、委託料に差があればこういう事態が出てくる。今後は発生しないように対応をすることで、今ある問題点というのは、同じ業務では今後は出てこない。それでも複数年契約の業務については本来の契約、条例の目的等も踏まえて、やはり委員が言われているところが、正しいのかなというところも含めて、事務局で協議した。また、全国の公契約の導入市町村に確認すると 19 団体あるうちの 6 団体が直近の最新の労務報酬下限額を使っているということが分かった。そのため、直方市もそういった運用をしたいと考えた。6 団体についてはいずれも契約を変更している自治体はない。そういう内容で応札のときにしっかり毎年 10 円、2 年であれば来年は 10 円上がるというところを踏まえて応札してもらいたいというところである。仮にこれを適用しても設計の変更等で契約変更するつもりはないので、それが駄目ということであれば、この案件については一旦保留にさせてもらいたいと考えている。</p> |
| 委員 | <p>逆に今すぐ何で 877 円に上げないのか。</p> |
| 事務局 | <p>それは公契約条例導入当初、そういう条件の下であった。</p> |
| 委員 | <p>これはこの金額で契約はわかるが、今年の今回の業務委託の金額だと多分受注者みなさんが思うわけである。</p> <p>だから最新というよりは毎年上がったものが最新ではなくて、業務委託だろうが何だろうが、公契約の金額はこれなのだと。前の金額はなくなってくると思うのだが、僕は。</p> <p>だって実際現地の方が上がった分にかけてあげるのであれば、最新だとただ正しい数字というのは、今の 877 円が業務委託での公契約での最低支払う分だ。それに何で合わせないのかと僕は逆に思う。</p> |
| 事務局 | <p>条例導入当初、そういう条件の下でお渡したというところもあるし、何度も言うようにここはこの最低限この金額を担保してくださいという部分なので、あとは事業者さんの判断として。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | <p>契約年度が、公契約の下限額というのがおかしい。契約年度はそのときは最低だが、次の年になったら新しい下限額が出ているわけだ。だから複数年とかいう弊害の前に、公契約っていうのはこの 877 円、毎年最新のところを払うとしないと。</p> |
| 事務局 | <p>次年度からはそういうふうにしたと思っているが、過去の契約済みの分についてはできない。</p> |
| 委員 | <p>いやいや、次年度というか今年度でも。今年度 877 円に次年度なるのだから、来年から委員も 877 円を確保してと。それを言ったらその差額がどうなるかっていう話に逆になるから言わないのか。</p> |
| 事務局 | <p>それはまあ、あとは経営者の判断に任せるとのこと。市は最低限、契約当初の下限額以上を払ってくださいというところなので。</p> |
| 委員 | <p>それは入札当時というのは 1 個当たりの事業だったら分かる。単年度若しくは何か月とかのもの。複数年の契約についても結局、年度が替わってこうやって公契約の金額が上がって、それが上昇率について加味しろというような今判断されたわけであろう、次から。今だってそれすればいいじゃないか。上昇率分に合わせて、公契約の最低を委員払ったほうがいいよと。それを言わないのは、それを言ったらそれを上昇分の話になるからということか。</p> |
| 事務局 | <p>なるというか、それは当初の条例導入、応札時の条件が違うからである。契約当初と違うことは言えない。</p> |
| 委員 | <p>だから複数年において入札時の公契約の金額は今後使わないと。最新に合わせていくと。</p> |
| 事務局 | <p>そうである。しかし言われるようにこの審議会の中で現状の事務局案では駄目だという判断になれば現行の運用を行う。</p> |
| 副会長 | <p>まあ、課長が言ってやればいいじゃないか。担当の部署に。5 年は話にならない。</p> |
| 事務局 | <p>それは言っている。</p> |
| 副会長 | <p>あと 2 年だから残しているけれども、今年で再契約すればいいではないか。新しい金額で。</p> |
| 事務局 | <p>それは私が言うべきことではない。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | ただ、2年間もそういったことがあるが、逆にそれは個人的なことで、あまり話題にするような気持ちはない。ただ、年度複数年があるから2年、3年でやったと最新の下限額を利用していくようであればいいかと思う。ただ、現状ある問題は解決を、金額的じゃない部分でもあると思うし、そういうところで考えていただきたいと思う。子どもたちの笑顔を見たら給食は作りたいと思う。働いている人はそういう気持ちだから。 |
| 副会長 | 契約期間はどのくらいがいいのか。 |
| 委員 | 2年か3年がいい。 |
| 事務局 | 今はもう2年か3年ぐらいにしている。 |
| 副会長 | 3年は上がらなくても辛抱できるのか。 |
| 委員 | 3年はやったら上がる見込みでね、何とかできるけれど、5年のこの最後8%になると本当見込めないし、見込めなかった。 |
| 委員 | 最後にちょっといいか。前回からも色々お願いしている分で今日横向きのA4の分、配らしてもらっているが、ぜひ現場のほうへ周知徹底する部分で労働者が分かるように、設計労務単価等含めてぜひ現場のほうでこれつくったので掲示できるようにしたい。事務局でつくれないって言ったらこちらがつくる。現場等に貼って、この現場が公契約で実質設計労務単価がこういう形で組まれている現場だということを含めて労働者や周りの市民も含めて知ってもらってという形で、現場で掲示ができればということ。文言等間違っているところがあれば修正する。 |
| 副会長 | これで言いたい意味、何か言いたいことがあってこの資料を作ったのか。 |
| 委員 | いえ、現場に掲示してそこに入る労働者の人たちも含めて事業者、元請業者を含めてよりよい関係に。 |
| 副会長 | これ以下だったら文句言ってこいということか。 |
| 委員 | いや、元請がしっかりとしていると思うけれど、元請も含めて労働者の人たちにまず周知して知ってもらってということが大事だと思う。現場のほうに掲示ができて労働者たちが分かるような見える形でぜひ実施してもらいたいということだ。 |
| 事務局 | 現状も掲示か労働者に対して直接文書をお渡しするかっていう形、このどちらかを採っていただくって説明をされており、こういう内容を周知していただく資料はつくって受注者にお渡ししている。今、委員が出されたここ |

| | |
|-----|---|
| | <p>までかなりしっかりしたわかりやすいものではない。今回委員のほうから、これをいただいたので、これを参考にして周知に関しては強化を図っていきたいと思う。</p> |
| 委員 | <p>修正等何かあれば言っていたら。</p> <p>ぜひ、一步前進するような形で。全国の会議とかでも直方市はこうしたよっていうところも色々言える部分があったりする。ぜひ、一步前進する形で。</p> |
| 会長 | <p>次の日程を決めてもいいか。</p> |
| 事務局 | <p>次回、昨年同様議会終了後 7 月末を予定しており、前回は 7 月 30 日だったが、これと同じぐらいの 7 月 30 日火曜日、31 日、8 月 1 日、2 日頃を事務局としては予定している。</p> <p>内容は去年もそうだが、アンケート結果の報告とあと今回また保留になったが、この労務報酬下限額、複数年契約の労務報酬下限額をどのようにしていくかということも含めて、そういう内容の審議を行いたいと思う。</p> <p>もし、何名か欠席ということであれば、また早いタイミングだとずらせればなと思っている。現時点では 7 月 30 日火曜日の日になるのでよろしくお願ひする。</p> |
| 会長 | <p>14 時からか。</p> |
| 事務局 | <p>そうである。</p> |
| 会長 | <p>事務局から他にあるか。</p> |
| 事務局 | <p>特にない。</p> |
| 会長 | <p>では、本会議の会議録署名委員の指名をする。藤永委員と入江委員に願ひする。よろしく願ひする。これをもって閉会とする。</p> |